「指定訪問看護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。 (茨城県指定 第0860190164号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問看護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

(1)法 人 名 社会福祉法人 愛の会

(2) 法人所在地 茨城県石岡市根当 10888 番地3

(3) 電話番号 0299-23-5211

(4) 代表者氏名 理事長 木村 都央

(5) 設立年月 平成6年9月26日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の種類 指定訪問看護事業所 茨城県第0860190164号

(2) 事業の目的 訪問看護師等が要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある 利用者に対し適切な訪問看護サービスを提供する。

(3) 事業所の名称 訪問看護事業所 ハート24

(4) 事業所の所在地 茨城県水戸市開江町字国置8番地

(5) 電 話 番 号 029-212-3500

(6)管理者氏名 菅谷 つや子

(7) 当事業所の運営方針 要介護者または要支援状態にある利用者の有する能力に応じ、自立した

日常生活を営むことができるよう療養生活を支援し心身機能の維持回復を図るほか、関係市町村や地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密

な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(8) 開設年月平成19年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

本部

(1) 通常の事業の実施地域

水戸市・ひたちなか市・那珂市・大洗・茨城町・笠間市・城里町・石岡市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで		
名乗口 	(但し、祝日及び12月29日~1月3日、8月13日~16日を除く)		
サービス提供時間帯	8時30分~17時30分(時間外…要相談)		

ただし、上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制をとっています。

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	備考
1. 管理者	1名			1名	
2. 看護職員	1名	1名		2名	

5. 当事業所が提供するサービス

- ①このサービスの提供にあたっては、要介護状態及び要支援状態(以下「要介護状態」という)の 軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供しま す。
- ②サービスの提供は、懇切丁寧に行い、わかりやすいよう説明します。 なお、ご不明な点につきましては、担当職員にご遠慮なく質問して下さい。
- ③サービス提供にあたっては、訪問看護計画書に基づき、利用者の機能維持回復を図るよう適切に 実施いたします。
- 4提供した訪問看護に関しては、利用者の健康手帳の医療の記録に必要な事項を記載します。
- ⑤訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います。
- ⑥当事業所は主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出します。

6. 費用

(1) 介護保険給付対象サービス(契約書第5条参照)

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表に記載してある利用料金の1割が利用者の負担額となります。

【料金表】

〈保健師・看護師が訪問看護を行った場合〉

サービスに要する時間	(1)20分未満	(2)20分未満	(3)30分以上 1時間未満	(4)1 時間以上 1 時間半未満
1. 基本料金	314 単位	471 単位	823 単位	1128 単位
2. 夜間・早朝の加算	25%加算	25%加算	25%加算	25%加算
3. 深夜の加算	50%加算	50%加算	50%加算	50%加算

- ☆准看護師が訪問看護を行った場合は、上表の利用料金の90%負担額となります。
- ☆「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。
- ☆上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問看護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。
- ☆平常の時間帯(午前8時30分から午後5時30分)以外の時間帯でサービスを行う場合には、1回あたり上表の該当金額を基本料金に加算します。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。
- ☆対象時間 夜間 (午後6時~10時)早朝(午前6時から8時)深夜(午後10時~午前

6時)

☆ 1 単位は 10、42 円の計算になります。

【加算料金表】

1. 緊急時訪問看護加算	600 単位/月	契約している場合
2. 特別管理加算(I)	500 単位/月	在宅悪性腫管理留置 カテーテル等
3. 特別管理加算(Ⅱ)	250 単位/月	在宅酸素療法。褥瘡等
4. サービス提供体制強化加算	3 単位/回	

☆介護予防訪問看護サービスでは、ターミナルケア加算は該当しません。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更 します。

(2)介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第6条、第9条参照)

- ① 介護保険給付の支給限度額を超える訪問看護サービス
- ② 医療保険(老人保健・健康保険)で訪問看護を提供した場合 利用料は各種社会保険の規定に基づき徴収します。
- ③ 交通費

訪問看護に要した交通費は3. (1)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。 それ以外の地域にお住まいの方については、通常の事業実施地域を越える地点からお住まい の地点まで、1km あたり50円の交通費実費をご負担いただきます。

④ 死後の処置料 20,000 円☆衛生材料は、事業所で準備したものを使用します。キット料金4,000 円が追加になります。

(3) 利用料金のお支払い方法(契約書第9条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア 現金でのお支払い

イ 口座振替

(4) 利用の中止、変更、追加(契約書第10条参照)

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、訪問看護サービスの利用を中止又は変更、もしくは 新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに担 当の介護支援専門員に申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料(取消料)として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	所定の料金(利用料の1割)

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問看護師

サービス提供時に、担当の訪問看護師を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問看護師が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問看護師の交替(契約書第7条参照)

①ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問看護師の交代を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問看護師の指名はできません。

②事業者からの訪問看護師の交替

事業者の都合により、訪問看護師を交替することがあります。訪問看護師を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項(契約書第8条参照)

①定められた業務以外の禁止

契約者は「5. 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問看護サービスの実施に関する指示・規約

訪問看護サービスの実施に関する指示・規約はすべて事業者が行います。但し、事業者は訪問 看護サービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

訪問看護サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で使用させていただきます。訪問看護師が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) サービス内容の変更(契約書第10条参照)

サービス利用当日に、ご契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

(5) 訪問看護師の禁止行為(契約書第15条参照)

訪問看護師は、ご契約者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- (1)ご契約者の家族等に対する訪問看護サービスの提供
- ②ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ③その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど 必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合 には、損害賠償を速やかに行います。

- 9. 苦情の受付について(契約書第24条参照)
 - (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓□(担当者)

管理者 菅谷 つや子

○受付時間 毎週月曜日~金曜日 8:30~17:30

(2) 行政機関その他苦情受付機関

その他、各市町村の介護保険担当課や国民健康保険団体連合会、茨城県社会福祉協議会も受け付けております。

 ○茨城県庁(介護保険課)
 029-301-1111(代)

 ○水戸市役所(介護保険課)
 029-224-1111(代)

 ○国民健康保険団体連合会
 029-301-1565

 ○茨城県社会福祉協議会
 029-241-1133

令和 年 月 日

指定訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

	約 ハート 24	
説明者	氏名	ED

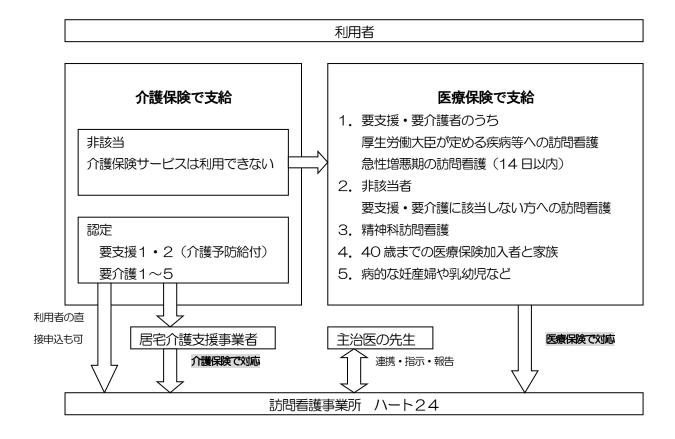
私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問看護サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者		
	住所	
	氏名	_ED
上記代理人	(代理人を選任した場合) 住所	
	氏名	_ED

<重要事項説明書付属文書>

1. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画(ケアプラン)」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「訪問看護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。(契約書第3条参照)



3. 損害賠償について(契約書第16条、第17条参照)

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。 守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた 心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

4. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第19条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能に なった場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下 さい。)
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合(詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書第20条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ ご契約者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問看護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出(契約書第22条参照)

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を 定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 ④ご利用者及びご家族からの暴言・暴力等のハラスメント行為が生じた場合

(3) 契約の終了に伴う援助(契約書第19条参照)

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。